

別紙

諮問第1679号

答 申

1 審査会の結論

本件各決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「東京都労働委員会として同委員会宛てであると認識した開示請求のリスト」及び「東京都労働委員会にファクシミリで送信された審査請求書について不受付とする意思決定の事実が記載されたもの」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都労働委員会が令和5年1月4日付けで行った本件一部開示決定及び不存在を理由とする本件非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求のうち、「東京都労働委員会として同委員会宛てであると認識した開示請求のリスト」については、「東京都労働委員会 情報公開条例に基づく開示請求一覧表」（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、条例7条2号及び6号に該当する部分を非開示とする本件一部開示決定を行った。また、「東京都労働委員会にファクシミリで送信された審査請求書について不受付とする意思決定の事実が記載されたもの」（以下「本件請求文書」という。）については、作成及び保有しておらず、現に存在しないとして、本件非開示決定を行った。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和5年2月6日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和5年4月21日に実施機関から理由説明書を收受し、同年11月28日（第

242回第一部会) から令和6年1月25日(第244回第一部会) まで、3回の審議を行った。

## (2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のよう  
に判断する。

### ア 東京都労働委員会の機能について

東京都労働委員会は、労働組合と使用者との間の紛争を迅速かつ円満に解決するため、労働争議の調整、不当労働行為の審査等の機能を有する機関として労働組合法(昭和24年法律第174号)に基づき設置された機関である。

### イ 本件一部開示決定の妥当性について

#### (ア) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、条例に基づき、実施機関に開示請求された案件の一覧表であり、請求日、請求者及び請求内容が記載されている。

審査会が見分したところ、本件対象公文書の請求者欄には、条例に基づき開示請求を行った個人の氏名又は法人等の名称が記載されており、請求内容欄には、労働組合名を含む開示請求の内容が記載されている。

実施機関は、個人の氏名については条例7条2号に、労働組合名については同条6号にそれぞれ該当するとして、本件一部開示決定を行った。

#### (イ) 非開示情報の非開示妥当性について

本件一部開示決定において実施機関が非開示とした情報のうち、請求者欄に記載された個人の氏名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しない。また、同欄に記載されている法人等の名称は、法人等が開示請求を行った事実及びその請求内容が明らかになるものであり、公になることを想定していない当該法人等の内部管理に属する事項に関

する情報であって、これを公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められることから、条例7条3号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しない。

次に、請求内容欄に記載された労働組合名について、審査請求人は、労働組合名の記載を公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じるとは考えられず、本件一部開示決定は取り消されなければならないと主張する。

これに対し、実施機関は、請求内容欄には、労働組合が公になることを想定せずに提出した書類に関する記載があり、労働組合名が公になることにより、労働組合が実施機関に対して具体的かつ詳細な情報を提供することに消極的になることが予想され、その結果、実施機関が労使紛争に係る正確な事実を把握することが困難となり、審査手続の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張する。

また、労働組合の資格審査に係る書類を提出している団体には、使用者に対し労働組合の結成を「公然化」する前の団体も多く、こうした団体は結成準備が使用者等に察知されないよう慎重を期すべきであるところ、労働組合名について公にすることは組合活動を使用者に察知させる端緒となり、使用者から活動妨害を受けるなど、組合活動に支障が生じるおそれがあり、また、当該妨害から労使紛争が拡大するなど、実施機関の業務に支障を及ぼすおそれがあると主張する。

審査会が見分したところ、請求内容欄に記載された労働組合名は、当該労働組合が不当労働行為救済申立てを行ったこと又は労働組合の資格審査を受けたことに関し、条例に基づく開示請求がなされた事実が明らかになる情報であることから、これを公にすることにより、実施機関に対する労働組合の信頼が損なわれ、労働組合が実施機関への情報提供に消極的になるおそれや、労働組合の活動に支障が生じるおそれがある。実施機関は、労働組合と使用者との間で生じた紛争を、迅速かつ円満に解決するため設置された機関であるところ、上記の事態が生じることとなると、今後の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められることから、労働組合名は、条例7条6号に該当する。

したがって、本件一部開示決定において実施機関が非開示とした情報は、条例7条2号、3号又は6号に該当し、非開示が妥当である。

ウ 本件非開示決定の妥当性について

実施機関によると、本件請求文書は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）に基づく審査請求書がファクシミリで実施機関に送信され、これを実施機関が受け付けなかったことについて、受け付けないこととした意思決定の事実が記載された文書を求めるものであると解されるところ、実施機関は、本件請求文書を作成及び取得しておらず存在しないことから、本件非開示決定を行ったとのことである。

審査請求人は、法律に定められた手続に係る書面について、受付をしないという重大な決定をした事実を公文書として一切記録しないというのは、地方公共団体の行政職員の常識からは考えにくいと主張する。

これに対し、実施機関は、法 19 条 1 項において、審査請求は、他の法律等に口頭であることができる旨の定めがある場合を除き、審査請求書を提出してしなければならないと規定されていることに基づき、ファクシミリは適法な審査請求の方法とは認められないため受け付けないこととしたものであって、受け付けないこととした意思決定の事実を記載した文書は存在しないと主張する。

審査会が、実施機関が審査請求業務で使用している総務省行政管理局の「行政不服審査法審査請求事務取扱マニュアル」を確認したところ、「審査請求は、原則として、審査請求書を提出（オンライン化法に基づきオンラインを利用して提出する方法を含む。）して行う必要があるため、電話、FAX、電子メールは、適法な審査請求の方法とは認められていない。」と記載されていることが確認できた。

以上のことを踏まえて審査会が検討するに、ファクシミリによる審査請求を受け付けないこととしたのは法 19 条 1 項の規定に基づく取扱いであって、意思決定の事実を記載した文書は作成していないとする実施機関の主張に不自然、不合理な点は認められないことから、本件請求文書の不存在を理由とする本件非開示決定は、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環